## 農業経営基盤強化促進事業同意書

令和	年	月	E

いなべ市長 様

利用権の設定を受ける者(借り手)	住 所
	氏 名 町
	<u>Tet</u> ( )
利用権の設定をする者(貸し手)	住所
	氏 名 即
	Tel ( )

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第3項の利用権設定等促進事業により次の利用権を設定し、同法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることに同意します。

		利	用権を	設定す	る農	地													
				地	目			利用権を設定する土地に係る権利者(A) 設定する利用権(B)											
大	字	字	地 番	台帳	現況	面積	利 用 権 設定面積	住	所	氏	名	承諾 印	権利の 種類	利用権の 種類	利用権の内容 (主たる栽培作)	10a あたり の借賃料	借賃の 支払方法	期 間	備考
						m²	m²							賃 貸 借 使用貸借		円	直 接 振 込	年	新規 再設定
														賃貸借 使用貸借		円	直 接 振 込	年	新規 再設定
														賃 貸 借 使用貸借		円	直 接 振 込	年	新規 再設定
														賃 貸 借 使用貸借		円	直 接 振 込	年	新規 再設定
														賃 貸 借 使用貸借		円	直 接 振 込	年	新規 再設定
														賃 貸 借 使用貸借		円	直 接 振 込	年	新規 再設定
														賃 貸 借 使用貸借		円	直 接 振 込	年	新規 再設定
														賃貸借 使用貸借		円	直 接	年	新規 再設定

- ◎農用地利用集積計画に定める設定用件は裏面のとおりです。
- ◎利用権を設定する農用地に貸し手以外の権利がある場合は、上記A欄にその者の承諾印を捺印してください。(抵当権・地役権等)
- ◎利用権の種類は上記B欄の該当するものに○印をしてください。(「賃貸借」は賃料を支払うもの、「使用貸借」は無償で貸借を行うものです)
- ◎農業者年金の経営移譲年金を受給の方は、農業委員会へご相談ください。

+10	借り手		市役所確認	認欄
提出者	貸し手		運	
者	その他(	)	その他(	)

## 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権の設定の条件

1. 借賃の支払猶予

利用権の設定を行うもの一貸し手(以下「甲」という。)は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者一借り手(以下「乙」という。)が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

2. 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、同意書に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

3. 転貸又は譲渡の禁止

乙は、あらかじめ市と協議の上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

4. 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲 の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

- イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。
- 5. 租税公課等の負担
- ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- 6. 目的物の返還
- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、直ちに目的物を原状に回復して、甲に返還する。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において、甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額をその支出した額 又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- 7. 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、市が定める農用地利用集積計画により設定される、利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

8. 利用権取得者の責務

乙は、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

9. その他

この農地利用権の設定に関し、定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。